

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○国土調査の成果の認証 (地域復興支援課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し () 一

○公有水面埋立てのしゅん功認可 (水産業基盤整備課) 二

○保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 二

○土地改良事業計画変更の適当の決定 (大河原地方振興事務所) 三

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について 三

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について 三

告 示

○宮城県告示第八百四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

令和元年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

川崎町

二 調査を行った時期

平成二十九年年度から平成三十年年度まで

三 成果の名称

川崎町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

柴田郡川崎町大字川内字熊野山、同字下石丸の一部、同字中原の一部、同字小谷立山

五 認証年月日

令和元年九月二十七日

○宮城県告示第八百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。

令和元年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇七〇〇五五三	ケアステーションあかり 名取市手倉田字堰根 三五六番地	居宅介護・重度 訪問介護	豊かな心株式 会社	令和元年十月 一日
○四一〇九一七〇七四	介護の杜 多賀城市中央一丁目 九一五五エスデー ト多賀城二〇七	居宅介護	株式会社N A R I T A	令和元年十月 一日
○四一二四〇〇四二六	あしすと悠 巨理郡巨理町逢隈田 沢字遠原二二一六	居宅介護	株式会社あし すと悠	令和元年十月 一日

○宮城県告示第八百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
五十条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法
第五十一条第四号の規定により告示する。

令和元年十月四日

一 取消年月日
令和元年九月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 設置者名等

設置者名 株式会社スプリント	事業所番号 〇四一〇七〇〇三三〇	指定障害福祉サービスの種類 就労移行支援、就労継続支援A型、就労定着支援	事業所の名称及び所在地 スプリント美田園センター 名取市美田園三丁目六番地二
株式会社ライカム	〇四一二四〇〇三五〇	就労移行支援、就労継続支援A型	スプリント巨理センター 巨理郡巨理町字東郷百五十七番地六

○宮城県告示第八百七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

令和元年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

令和元年九月二十七日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

気仙沼市

三 埋立区域

1 位置

第一種石浜（唐桑）漁港区域内

気仙沼市唐桑町明戸三三五番地及び馬場二六六番地一に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点とを結ぶ平成二十八年の秋分の満潮位（DL+1.50メートル）における公有水面と突堤との境界線

①の地点 一級基準点H二三一六（北緯三八度五四分五・三三秒、東経一四一度三八分五〇・九三秒）から一六三度〇二分一九秒七五二・二九メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二五三度四二分四三秒 三七・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一六三度四二分四三秒 七・二二メートルの地点

④の地点 ③の地点から 一〇七度〇四分〇一秒 五・三三メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 八八度〇三分四六秒 二八・四八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 三四度一八分四二秒 六・三〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 七三度五五分四五秒 〇・〇八メートルの地点

3 面積
四九〇・八九平方メートル（埋立区域）

四 免許の年月日及び番号
平成三十年四月六日

宮城県（水整）指令第一号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町
気仙沼市

○宮城県告示第八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
登米市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第八百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、柴田郡村田町外一町澄川土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、同法第九条第一項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議の申出をすることができる。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和元年十月四日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 千 葉 隆 政

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（維持管理事業）変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和元年十月七日から令和元年十一月七日まで

三 縦覧場所

蔵王町役場

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年十月四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市下余田字飯塚三百三十五番一
仙台市太白区柳生二丁目三十二番地の十一ノブ
ハウス仙台二百一
大内 伸良

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十月四日

宮城県選挙管理委員会

委員 長 伊 東 則 夫

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二グットタイムホームホーム泉大沢の項の次に次のように加える。

地域密着型特別養護老人ホーム抱優館南光台東 同 市泉区松森字後沢三番地の一

別表第二特別養護老人ホーム恵心寮の項の次に次のように加える。

社会福祉法人恵心会特別養護老人ホーム唐桑園 同 市唐桑町只越三四六番七

附 則

この告示は、令和元年十月四日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第112号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和元年10月4日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	令和元年11月6日から 令和元年12月26日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員とする者で平成30年、31年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者		
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和元年10月4日（金）から令和元年10月18日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和元年10月4日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221、222）